



愛媛大学将棋部規約

制作 榎林一輝



2020年6月1日

愛媛大学将棋部

愛媛大学将棋部 規約

2020年5月制作

(名称)

第1条

本団体は、愛媛大学将棋部（以下、「本団体」という。）という。

(目的)

第2条

本団体は、将棋という媒体を用い、部室での活動や中四国大会への参加を通じて、各々の棋（気）力向上、部員同士や他大学との交流・親睦を深めることを目的とする。

(活動内容)

第3条

本団体は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 部室での活動.
2. 春・秋に行われる中四国学生将棋大会への参加.
3. 毎春に行われる学生将棋選手権大会への参加.
4. その他、本団体が必要と認める活動.

(構成員)

第4条

- ① 本団体は第3条に示す目的に賛同し、部長に入部希望の旨を伝えた者（以下、「部員」という。）により構成する.
- ② 部員は、部長からの連絡が取れるよう何らかの連絡手段を用意しなければならない.

(運営組織)

第5条

本団体の運営のために、部会を置く.

また、部会をスムーズに行うために、部長、副部長、会計、幹事の各役職（以下、総称して「役員」という。）を置く. また、これらは部員数の問題やその他やむを得ない事情といった場合にのみ、部会での承認を持ってして兼任を許す.

(運営経費)

第6条

- ① 本団体の構成員は、半期毎に以下に示す部費をそれぞれ負担する義務を負う。
 1. 学部生：3000円.
 2. 大学院生：1500円.
- ② 第1項に定める部費は、休学その他事由による長期欠席者について、役員判断によって免除とすることができる。
- ③ 本団体の運営経費は、会計がこれを管理する。

(部会)

第7条

- ① 部会は、本団体の運営の最高機関である。
- ② 部会は、1年度につき3回行う。但し、それ以上の実施を妨げない。
- ③ 部会は、役員によるものの他、部員の請求によりこれを実施することができる。
- ④ 議決は、出席部員の過半数の賛成を持って成立するものとする。
- ⑤ 部会は、電子的手法により開催することを妨げない。

(役員)

第8条

- ① 役員は、本団体の運営の主体となり、また対外活動の代表となる者である。
- ② 役員は、部員の中から互選するし、任期は1年とする。但し、再任はこれを妨げない。
- ③ 部長は、本団体を代表し、その運営を統括する。
- ④ 副部長は、部長を補佐する。
- ⑤ 会計は、本団体の会計処理を管理する。
- ⑥ 幹事は、本団体の新入生歓迎会や卒業生祝賀会を主催する。
- ⑦ 役員は、複数人これを置くことを妨げない。但し、部長を除く。

(会計年度)

第9条

本団体の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(入退部)

第 10 条

- ① 本団体の入部については、本規約第 4 条第 1 項に定めることに従う。退部については、それを希望する部員から部長への申請により、それを認めるものとする。
- ② 第 6 条第 1 項に定める部費を、請求時より起算して 1 年以上滞納した者は、役員内での議論をもって退部とできる。但し、休学その他やむを得ない事情による場合は、この限りでない。
- ③ 本団体の構成員としての品位に欠けると判断される者は、役員内での議論をもって退部とできる。
- ④ 本団体の役員としての品位に欠けると判断される者は、部会でこれを審議し、出席部員の過半数の賛成を持って免職とする。

(財産)

第 11 条

- ① 本団体に存する一切の物品は、本団体に帰属するものとする。但し、貸与の旨を明示するものにあつては、この限りでない。
- ② 本団体の所有する財産を毀損または滅失した者は、その物について補償しなければならない。但し、代物弁済はこれを妨げない。

(雑則)

第 12 条

この規約に定めるもののほか、本団体の運営に必要な事項は、役員内での議論でこれを定める。

附則

(施工期日)

第 1 条

この規約は、2020 年 6 月 1 日より施工する。

この規約の内容が正しいことを証明する。

2020 年 5 月 17 日

愛媛大学将棋部部长 榎林一輝